



<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 (電気事業法に係る措置) 再生可能エネルギーの導入が拡大する中、蓄電池は脱炭素化された供給力・調整力として、電力の安定供給に大きく貢献することが期待されているところ、今般の電気事業法の改正において、一定規模以上の蓄電池による放電を行う事業を電気事業法上の「発電事業」に位置づけた。</p> <p>(高度化法に係る措置) 非FIT 非化石証書の取引拡大を円滑に進め、高度化法の法目的に沿って、非化石エネルギー源の利用を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性 (電気事業法に係る措置) 上記のとおり、電気事業法を改正し、一定規模以上の蓄電池による放電を行う事業を電気事業法上の「発電事業」に位置づけたところ、蓄電池の導入促進を図る観点からは、現行の税制上における発電設備の定義に、一定規模以上の蓄電池も新たに対象に加える必要がある。</p> <p>(高度化法に係る措置) 令和元年7月に取りまとめられた「電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会 第二次中間とりまとめ」に基づき、令和2年度より非FIT 非化石電源由来の非化石価値を証書化し、電気と分けて取引が行われている。</p> <p>また、上記の変更と併せて、令和2年度税制改正により、非FIT 非化石証書の取引に関しては、当該証書を調達する小売電気事業者の課税標準となる収入金額の算定で、証書の購入費用分を控除するよう、地方税の改正がなされている。</p> <p>改正高度化法により、同法において利用を促進する対象として新たに水素・アンモニア発電及びCCS付き火力発電が追加され、これらによる発電分(※)が非化石証書の対象となる。</p> <p>※ 水素・アンモニア発電について、化石燃料との混焼の場合投入した水素・アンモニア量に応じた発電分、CCS付き火力発電の場合処理したCO<sub>2</sub>の割合に応じた発電分に限る。</p> <p>水素・アンモニア発電及びCCS付き火力発電が非化石証書の対象となった場合も、上記税制改正による非化石証書の法人事業税における取扱いは同様であり、収入金額と証書の購入費用の控除額との関係は変わらないものの、対象となるエネルギー源が拡大することから、同様の措置を講ずる必要がある。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>-</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保
	政策の達成目標	(電気事業法に係る措置) 現行の税制上における発電設備の定義に、一定規模以上の蓄電池を対象に加えることにより、蓄電池の導入促進に向けた環境整備を図る。 (高度化法に係る措置) 非 FIT 非化石証書の取引拡大を円滑に進め、高度化法の法目的に沿って非化石エネルギー源等の利用を促進する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久処置
	同上の期間中の達成目標	-
	政策目標の達成状況	-
有効性	要望の措置の適用見込み	(電気事業法に係る措置) 一定規模以上の蓄電池による放電を行う、改正電気事業法上の発電事業者。 (高度化法に係る措置) 高度化法においてエネルギー供給事業者として規定されている電気事業者（小売電気事業者等約 700 者）
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	(電気事業法に係る措置) 今般の電気事業法の改正を踏まえた税制上の措置が講じられることにより、蓄電池の導入促進に資することが期待される。 (高度化法に係る措置) 令和 2 年度より開始された非 FIT 非化石証書の取引が更に拡大することで、非化石エネルギー源等の利用が促進される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	-
	予算上の措置等の要求内容及び金額	-
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-
	要望の措置の妥当性	(電気事業法に係る措置) 今般の電気事業法の改正において、一定規模以上の蓄電池による放電を行う事業を電気事業法上の「発電事業」に位置づけており、同法上の発電事業の対象範囲が拡大することに伴い、関連する税法上においても所要の整備を講ずることは妥当である。

	(高度化法に係る措置) 令和2年度税制改正により、当該証書を調達する小売電気事業者の課税標準となる収入金額の算定で、証書の購入費用分を控除するよう、地方税の改正がなされている。改正高度化法により、非化石証書の対象が拡大するため、同様の措置を求めるもの。
--	---

税負担軽減措置等の適用実績	-
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	-
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	-
前回要望時の達成目標	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-
これまでの要望経緯	-